様式第2号(第5条関係)

指令　　第　　　号

次世代へつなげるいずもの森事業補助金交付決定通知書

　申請者　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　年　月　日付けで申請のありました次世代へつなげるいずもの森事業補助金について、次世代へつなげるいずもの森事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年　　月　　日

出雲市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 | 年度 | 補助金の名称 |  |
| 補助事業の名称 | |  | |
| 補助対象金額 | | 円 | |
| 交付金額 | | 円 | |
| 補助の条件 | | 1　補助金は、交付の目的以外に使用しないでください。  2　事業の内容の変更、予算の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。また、事業を中止又は廃止する場合にも、市長の承認を受けてください。  3　事業を完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。  4　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないでください。  5　経費の収支を明らかにした書類、帳簿を10年間整備しておいてください。  6　特記事項  ⑴　補助金の交付後10年間適切に森林を管理すること。  ⑵　⑴に定める期間中に次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、それ係る面積につき、交付を受けた補助金相当額を返還すること。  　　ア　この補助金に係る土地を森林以外の用途に転用させる場合（当該土地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせたのち、森林以外の用途に転用させる場合を含む。）  　　イ　当該土地の立木の皆伐を行う場合  ⑶　⑴に定める期間中に、森林所有者に変更があった場合は、市長にその旨を届け出ること。 | |

　上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で取り下げをしてください。